

令和3年度

事業概要

—男女共同参画社会の実現をめざして—



目 次

1	設置目的等	1
2	かながわ男女共同参画センターのあゆみ	2
3	施設	5
4	かながわ男女共同参画センターの組織と事業内容	6
5	令和3年度 事業体系とかながわ男女共同参画推進プラン (第4次)	7
6	令和3年度 主要事業	10
7	令和2年度 主要事業及び事業実施状況	22
8	相談案内	44
9	施設利用案内	45
10	かながわ男女共同参画センター関係例規	46
11	県内市町村男女共同参画担当窓口 及び男女共同参画関連施設	62

1 設置目的等

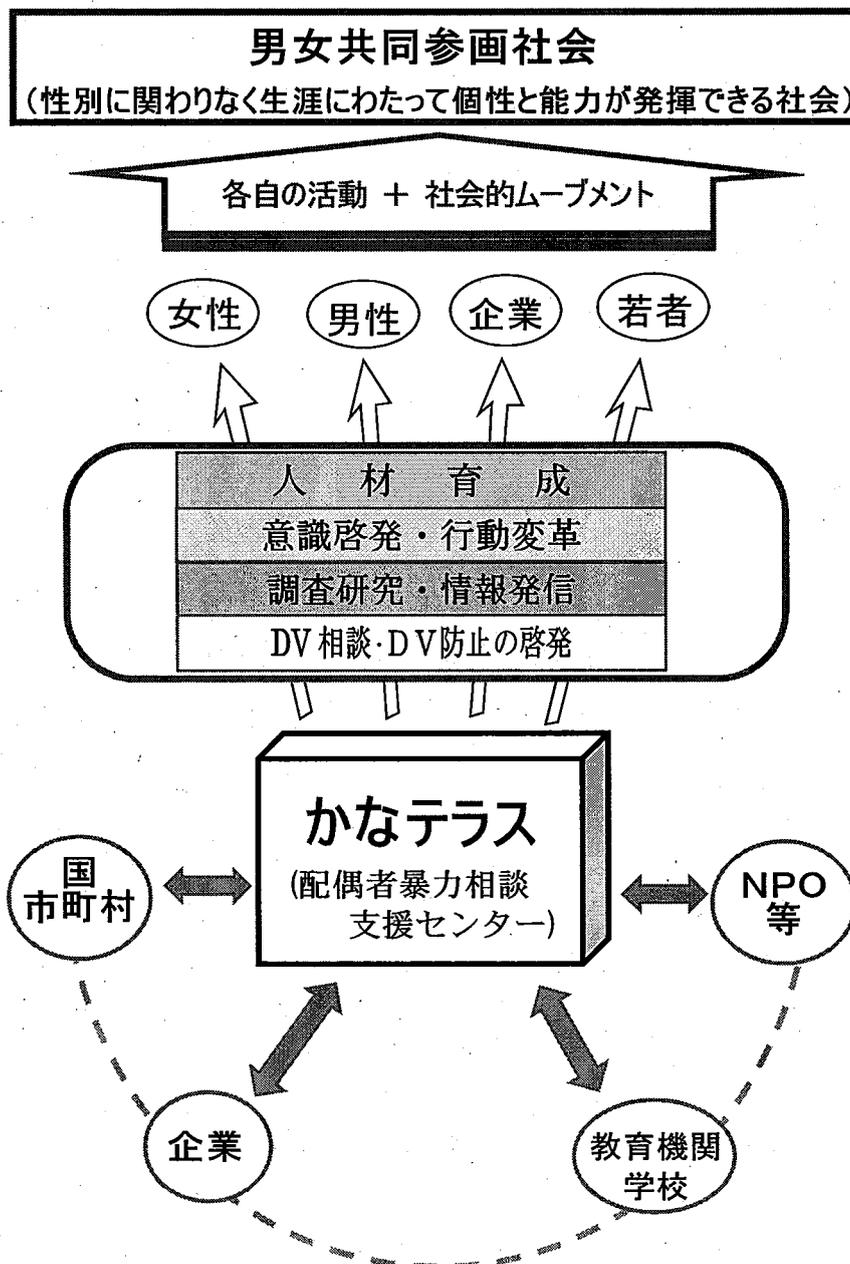
(1) 設置目的

女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与する。（「神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例」第2条）

(2) 事業運営方針

男女共同参画社会の実現を推進する地域の拠点施設として、人材育成、意識啓発・行動変革、調査研究・情報発信、DV相談・DV防止の啓発を4つの柱として、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進める。

かなテラスの機能



かなテラスは外部連携・外部誘導型の取組を進めています

2 かながわ男女共同参画センターのあゆみ

- 1975 (昭和 50 年) 国際婦人年
 7 「国際婦人年世界会議」(メキシコ・シティー)
 (1976 年から 1985 年までを「国連婦人の十年」とする)
 10 県議会で女性の地位向上をはかる決議が採択
- 1976 (昭和 51 年) 7 知事室県民課に婦人関係行政の窓口が設けられる
- 1977 (昭和 52 年) 5 県民部県民総務室に「婦人班」設置
- 1978 (昭和 53 年) 2 「新神奈川計画」が策定され、実施計画の中に婦人の自立と社会参加を促進するための拠点として、「婦人総合センター(仮称)」の建設が計画される
 12 婦人総合センター基本構想について県民参加(婦人団体との会議、アンケート調査等)
- 1979 (昭和 54 年) 8 「婦人総合センター基本構想」策定
- 1980 (昭和 55 年) 8 県民部に婦人総合センター建設準備室設置
- 1982 (昭和 57 年) この年を「かながわ婦人元年」とする
 3 婦人総合センター条例公布
 4 「かながわ女性プラン」決定
 5 「かながわ女性会議」結成
 6 県民部に「婦人企画室」、労働部労政課に「勤労婦人班」を設置
 11 婦人総合センター開館 企画調整部、生活科学部、福祉部、婦人労働部、生涯学習部で構成
 江の島会議—かながわ女のフェスティバル開催(以後、毎年 11 月に開館記念事業として実施)
- 1983 (昭和 58 年) 1 「婦人総合センターだより」創刊
 3 「かながわ女性ジャーナル」創刊
- 1985 (昭和 60 年) 6 「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)に改正(昭和 61 年 4 月施行)
 7 「国連婦人の十年世界会議」(ナイロビ世界会議)NGO フォーラムに女性代表団を派遣
- 1986 (昭和 61 年) 11 地方の時代シンポジウム「男女共同社会の実現をめざして」開催
- 1987 (昭和 62 年) 1 「新かながわ女性プラン」決定
 11 婦人総合センター開館 5 周年(記念事業 フォトコンテスト等)
 かながわ女性史「夜明けの航跡—かながわ近代の女たち」の刊行
- 1988 (昭和 63 年) 11 婦人図書館内に山川菊栄(初代労働省婦人局長)文庫開設
- 1989 (平成元年) 4 婦人総合センターの利用者が開館以来 100 万人を達成
- 1991 (平成 3 年) 4 「婦人総合センター」を「かながわ女性センター」に名称変更
 同婦人労働部を労働部に変更
 県民部の「婦人企画室」を「女性政策室」に名称変更
 7 セクシュアル・ハラスメント相談窓口開設
- 1992 (平成 4 年) 5 ~12 女性センター開館 10 周年記念事業を開催
 11 かながわ女性史「共生への航路—かながわの女たち'45~'90」刊行
- 1993 (平成 5 年) 4 女性センター企画調整部に管理課及び企画調整課、生活科学部に生活文化課及び商品テスト室、福祉部に福祉課、労働部に技能研修課

- 及び情報相談課、生涯学習部に生涯学習課を配置し5部8室課で構成
- 1994(平成6年) 10 第1回東アジア女性フォーラムが、女性センターを会場に開催され、第4回世界女性会議(北京会議)に向けて「江の島宣言」が採択される
- 1995(平成7年) 9 第4回世界女性会議で「北京宣言・行動綱領」を採択
- 1995(平成7年) 11 女性センターの利用者が開館以来200万人を達成
- 1996(平成8年) 3 「神奈川県立かながわ女性センターの今後の運営について」神奈川県立かながわ女性センター運営協議会へ諮問 同年10月答申
- 1997(平成9年) 2 「かながわ女性プラン21」決定
- 4 女性センター運営協議会の答申を踏まえ、女性センターの設置目的を「女性の自立と社会参加を促進するための施設」から「女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与するための施設」へ変更し、併せて組織・機能を行政分野別だった5部体制から、課題分野別の3部体制(企画部、参画推進部、相談部)へ組織再編するとともに課題調整担当部長を設置
- 6 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)改正(平成11年4月施行)
- 8 「女性への暴力相談等関係機関連絡会」(国、県、市等16機関)を設置
- 1998(平成10年) 9 「第7回全国女性史研究交流のつどい」共催
- 1999(平成11年) 4 国立婦人教育会館との共催で、「高齢社会は世代を越えて」をテーマに「男女共同参画学習推進フォーラム」(12事業)を大学、市町村、NPO等と連携の下に開催
- 6 「男女共同参画社会基本法」公布・施行
- 2000(平成12年) 4 「女性への暴力相談」専用電話開設
- 2001(平成13年) 4 相談件数の増加等を背景に、「メンタルケア」業務を開始
- 6 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)公布、10月から一部施行、14年4月から全面施行
- 2002(平成14年) 4 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づく「配偶者暴力相談支援センター」を相談部内に設置し、配偶者からの暴力に関する相談等に対応
- 4 神奈川県男女共同参画推進条例施行
- 11 かながわ女性センター開館20周年記念事業を開催
- 2003(平成15年) 6 「かながわ男女共同参画推進プラン」策定
- 2004(平成16年) 2 女性センターの利用者が開館以来300万人を達成
- 6 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)改正(12月施行)
- 10 かながわの女性応援サイトの運営開始
- 2005(平成17年) 9 かながわ女性キャリア支援センターを設置
- 2006(平成18年) 3 「かながわDV被害者支援プラン」策定
- 6 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)改正(平成19年4月施行)
- 2007(平成19年) 6 組織再編に伴い部制(企画部、参画推進部、相談部)が廃止され、3部(4課)体制から、4課体制(管理企画課、研究情報課、参画推進課、相談課)の構成
- 7 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防

- 止法)改正(2008年1月施行)
- 2008(平成20年) 11 かながわ女性センター開館25周年記念事業を開催
3 「かながわ男女共同参画推進プラン(第2次)」策定
6 「かながわ女性センターのあり方等に関する検討会」設置
同年12月 報告書提出
- 2009(平成21年) 3 メールマガジン「えのしま通信」を発行
3 「かながわDV被害者支援プラン」改定
- 2010(平成22年) 1 かながわ女性センター条例を改正し利用施設を追加(4月施行)
3 「かながわ女性センターのあり方について」策定
- 2011(平成23年) 6 マリンスポーツコーナーの設置
10 「アイランドフェスタ江の島」を開催
- 2012(平成24年) 6 かながわ女性センター開館30周年記念事業を開催(6~3月)
8 かながわ女性センターの利用者が開館以来400万人を達成
11 内閣府と共催で、男女共同参画フォーラムを開催
- 2013(平成25年) 3 「かながわ男女共同参画推進プラン(第3次)」策定
「かながわ女性キャリア支援センター」を商工労働局へ移管
7 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)改正(26年1月施行)
12 女性センターの移転に係る方針等を決定
12 かながわ女性センター条例を改正し、ホール及び楽屋、宿泊室を利用停止(4月施行)
- 2014(平成26年) 3 「かながわDV被害者支援プラン」を改定するとともに、名称を「かながわDV防止・被害者支援プラン」に変更
12 女性センター移転に先立ち、図書館を閉館し、会議室等の施設貸出を停止
- 2015(平成27年) 3 かながわ女性センター閉館(3月31日)
4 江の島から藤沢合同庁舎に移転し、名称を「かながわ男女共同参画センター」(愛称:かなテラス)に変更
4 課体制から3課体制(管理課、参画推進課、相談課)に組織再編
6 「かなテラス カレッジ(第1期)」開催
11 「かながわ女性の活躍応援団」を結成
- 2017(平成29年) 10 「かながわりケジョ・エンカレッジプログラム」(現「理工系キャリア支援講座」)始動
- 2018(平成30年) 3 「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」策定
- 2019(平成31年) 3 「かながわDV防止・被害者支援プラン」改定
3 「男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム」キックオフ
3 DV未然防止啓発冊子「幸せな家庭を築く夫婦のコミュニケーション」刊行
- 2020(令和2年) 3 男性の育休取得促進マニュアル「パパと会社の育休ガイド」刊行
11 デートDV防止啓発動画「デートDV~恋人間で起きる暴力~」公開
- 2021(令和3年) 3 男性相談窓口リーフレット「男性にもDV相談窓口があります」刊行

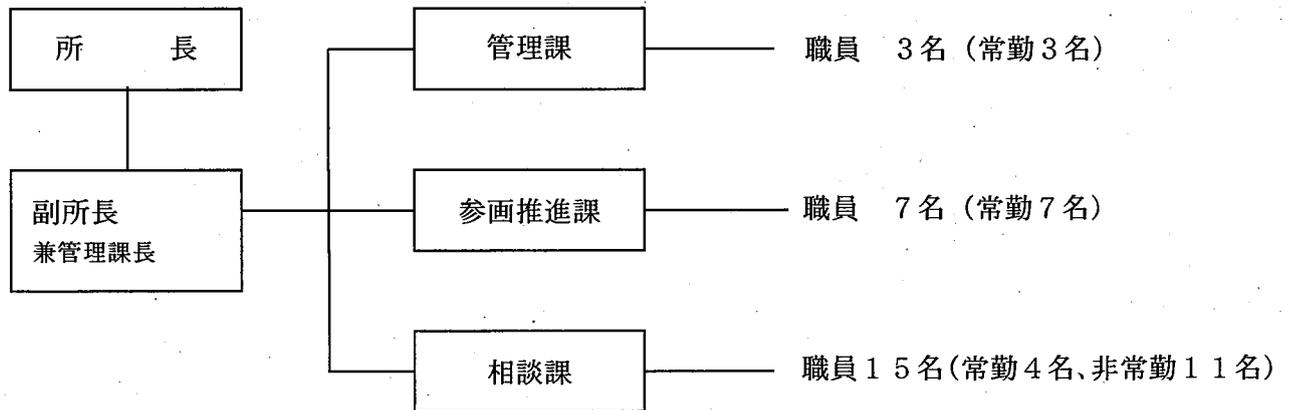
3 施設

- (1) 設置目的 女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進するための施設として、
 かながわ男女共同参画センターを設置したものである。
- (2) 所在地 藤沢市鶴沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎2階
- (3) 建物延床面積 892.42㎡
- (4) 構造規模 鉄筋コンクリート造 5階建（一部）
- (5) 施設の概要

階別	地下1階	2階		別棟
課別		管理課 参画推進課	相談課	
室名	作業室 倉庫	所長室 事務室	事務室 相談室（4室）	
共通部分		資料・交流コーナー 男女共同参画支援室A・B（各27人） プレイルーム（託児室）（21人） 授乳室		男女共同参画支援室C・D（各30人）
面積	143.52㎡	648.90㎡		100.00㎡
延面積	892.42㎡			

4 かながわ男女共同参画センターの組織と事業内容

(1) かながわ男女共同参画センターの組織・職員 (令和3年4月1日現在)



《 職員数 》

常勤職員16人 非常勤職員11人 計27人

(2) かながわ男女共同参画センターの事業内容

管 理 課

- ・センターの運営管理
- ・男女共同参画支援室（会議室）の貸出
- ・託児サービスの提供

参 画 推 進 課

- ・女性の活躍応援団支援事業の実施
- ・男性の家事育児参画促進事業（男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム）の実施
- ・中高生のための3大気づき講座の実施
- ・女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の開催
- ・女性管理職育成セミナーの開催
- ・女性を部下に持つ男性管理職向けセミナーの開催
- ・男女共同参画社会推進調査研究事業の実施
- ・かながわジェンダーダイバーシティ・データベースの公表
- ・かなテラスレポート、メールマガジン、Twitter等による情報発信
- ・男女共同参画推進条例に基づく届出の集計・分析

相 談 課

- ・相談事業（配偶者暴力相談支援センター事業の実施）
- ・DV気づき講座の開催
- ・デートDV防止啓発講座の開催
- ・DV防止啓発冊子の発行、配布
- ・DV相談員等の人材育成と関係機関との連携

5 令和3年度 事業体系とかながわ男女共同参画推進プラン（第4次）

かなテラス事業体系		かながわ男女共同参画プラン （第4次）における位置付け		
I 人材育成	(1) 女性のための社会参画セミナー 「かなテラス カレッジ」	1-(1)-① 1-(1)-②		
	(2) 女性管理職育成セミナー	1-(1)-②		
	(3) 女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー	1-(1)-②, 4-(1)-①		
	(4) 市町村男女共同参画施策推進者研修・会議	4-(1)-①, 5-(1)		
II 意識啓発・行動変革	(1) 女性の活躍応援団支援事業	1-(1)-②, 1-(2)-① 2-(1)-④, 4-(1)-①, 5-(1)		
	(2) 男性の家事育児参画促進事業	1-(3)		
	(3) 女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー（再掲）	1-(1)-②, 4-(1)-①		
	(4) 中高生のための3大気づき講座	1-(2)-②, 3-(1)-①, 3-(1)-②, 4-(2)-①		
	(5) 男女共同参画推進市町村連携事業	4-(1)-①, 5-(1)		
	(6) 市民活動団体自主企画事業	5-(1)		
	(7) 研修用教材の提供	2-(1)-④, 4-(1)-①, 4-(1)-②		
III 調査研究・情報発信	1 調査研究	(1) 男女共同参画社会推進調査研究事業	4-(1)-②	
		(2) 男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析	2-(1)-④	
		(3) 社会参画状況調査	1-(1)-①, 1-(1)-②, 4-(1)-②	
	2 情報発信	(1) かながわ男女共同参画支援サイトの運営	4-(1)-②	
		(2) かながわジェンダーダイバーシティ・データベース	4-(1)-②, 5-(2)	
		(3) かなテラスレポート、メールマガジン、Twitter等による情報発信	4-(1)-②	
		(4) 資料・交流コーナーの運営	4-(1)-②	
		(5) 講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架	4-(1)-②	
	IV DV相談・DV防止の啓発	1 配偶者から の暴力被害者への 支援	(1) 配偶者暴力相談支援センター（相談事業）	3-(1)-①, 3-(1)-②, 3-(2)-④
			(2) 女性問題研修事業	3-(1)-①, 3-(1)-②
(3) DV相談員能力向上研修			3-(1)-①, 3-(1)-②	
(4) 女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催			3-(1)-①, 3-(1)-②	
2 DV防止の啓発		(1) DV気づき講座	3-(1)-①, 3-(1)-②	
		(2) デートDV防止啓発講座	3-(1)-①, 3-(1)-②	
		(3) 啓発冊子の発行等	3-(1)-①, 3-(1)-②	

かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）体系図

- 1 あらゆる分野における男女共同参画
 - (1) 政策・方針決定過程における女性の参画
 - 1-(1)-① 政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画
 - 1-(1)-② 民間における政策・方針決定過程への女性の参画
 - (2) あらゆる分野における女性の活躍促進
 - 1-(2)-① 女性の活躍の推進
 - 1-(2)-② 女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援
 - 1-(2)-③ 農業や商工業分野における女性の参画支援
 - 1-(2)-④ 防災分野への女性の参画支援
 - (3) 家庭・地域活動への男性の参画
- 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現
 - (1) 職業生活における活躍支援
 - 2-(1)-① 女性の就業支援
 - 2-(1)-② 育児等の基盤整備【再掲】
 - 2-(1)-③ 介護の基盤整備【再掲】
 - 2-(1)-④ 就業環境の整備
 - 2-(1)-⑤ 安定した就業への支援
 - (2) 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造
 - 2-(2)-① 長時間労働の是正と多様な働き方の促進
 - 2-(2)-② 両立支援のための取組み促進
- 3 男女共同参画の面から見た穏やかで安心なくらし
 - (1) あらゆる暴力の根絶
 - 3-(1)-① 配偶者等からの暴力防止
 - 3-(1)-② 配偶者等からの暴力被害者への支援
 - 3-(1)-③ 犯罪被害者等に対する支援
 - (2) 困難を抱えた女性等に対する支援
 - 3-(2)-① ひとり親家庭に対する支援
 - 3-(2)-② 高齢女性に対する支援
 - 3-(2)-③ 障がいのある女性に対する支援
 - 3-(2)-④ 外国人女性に対する支援
 - 3-(2)-⑤ 生活困窮者等の自立に向けた支援
 - 3-(2)-⑥ 性的マイノリティ（LGBT等）に対する支援
 - (3) 生涯を通じた穏やかで生き生きとした暮らしの支援
 - 3-(3)-① 女性の健康に対する支援
 - 3-(3)-② 男性の健康に対する支援
 - 3-(3)-③ エイズ・性感染症等に対する支援
 - 3-(3)-④ 県民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組み
- 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備
 - (1) 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革
 - 4-(1)-① 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
 - 4-(1)-② 男女共同参画社会の理解を深めるための情報収集・提供
 - (2) 子ども・若者に向けた意識啓発
 - 4-(2)-① 子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成
 - 4-(2)-② 学校現場における基盤整備
 - (3) 育児・介護等の基盤整備
 - 4-(3)-① 育児等の基盤整備
 - 4-(3)-② 介護の基盤整備
- 5 推進体制の整備・強化
 - (1) 多様な主体との協働
 - (2) 男女別統計の促進
 - (3) 進行管理

令和3年度 当初予算一覧

(単位：千円)

目名	公会計 事業	事業名	細事業名	細々事業名	R3当初 予算 (A)	R2当初 予算 (B)	差額 (A) - (B)
人権男女共同参画費							
		人権男女共同参画費					
		人権施策推進事業費					
			人権施策推進事業費				
				人権啓発事業費 (かなテラス再配当分)	1,896	2,096	△ 200
かながわ男女共同参画センター費							
		かながわ男女共同参画センター費					
		事業費					
		男女共同参画実践事業費					
			女性の活躍応援団支援事業費		2,448	6,150	△ 3,702
			人材育成・情報発信事業費		3,668	5,080	△ 1,412
		相談事業費					
			相談事業費 (県単事業)		18,894	20,557	△ 1,663
			相談事業費 (国庫対象)		30,886	31,022	△ 136
		維持運営費					
		かながわ男女共同参画センター維持運営費					
			かながわ男女共同参画センター維持運営費		15,832	15,898	△ 66
計					73,624	80,803	△ 7,179

6 令和3年度 主要事業

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、変更になる場合があります。

I 人材育成

(1)	女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」
(2)	女性管理職育成セミナー
(3)	女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー
(4)	市町村男女共同参画施策推進者研修・会議

(1) 女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」

様々な意思決定の場への女性（議員・審議会委員等、行政・地域・企業等のキーパーソンとして活動する女性）の参画を促進するため、地域や社会の課題を発見し解決するための手法を学ぶセミナーを実施する。

・年1回開催 10日間（6月～10月） 定員 20人

(2) 女性管理職育成セミナー

管理職やリーダー職を目指す女性を対象に、役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶセミナーを実施する。

・年1回開催 3日間程度（11月） 定員 30人

(3) 女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー

女性を部下に持つ男性リーダーや管理職を対象に、女性活躍推進等を阻害する「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」についてグループワークを交えて学び、部下の力を引き出し能力を発揮してもらうための効果的な働きかけ方を習得するセミナーを実施する。

・年1回開催（9月） 定員 30人

(4) 市町村男女共同参画施策推進者研修・会議

かなテラスの事業及び各市町村の事業について情報等を共有するとともに、男女共同参画についての施策能力の向上等を図る研修を実施することにより、効果的な事業展開を図るとともに、県と市町村並びに市町村相互の連携の強化を図る。

II 意識啓発・行動変革

(1)	女性の活躍応援団支援事業
(2)	男性の家事育児参画促進事業
(3)	女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー（再掲）
(4)	中高生のための3大気づき講座
(5)	男女共同参画推進市町村連携事業
(6)	市民活動団体自主企画事業
(7)	研修用教材の提供

(1) 女性の活躍応援団支援事業

女性活躍を推進する取組みに積極的で、神奈川県にゆかりの深い大企業等の男性トップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」により、女性活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のための事業を実施する。

○ 女性の活躍応援団冊子の作成

女性活躍推進の社会的ムーブメントを拡大するため、企業を対象とした冊子を作成する。

○ 応援団啓発講座

広く女性活躍推進を目的として、企業や県民を対象に、市町村やその他の団体等が主催する講座や講演会、セミナー等に、応援団員企業等から講師を派遣し、女性活躍推進の社会的ムーブメントの拡大を図る。

・年14回程度

○ 女性の活躍応援サポーターの募集

男性トップが自主的に応援団に参加ができる「かながわ女性の活躍応援サポーター」の募集を行う。

・随時募集

○ 女性の活躍応援サポーター向けセミナー&交流会

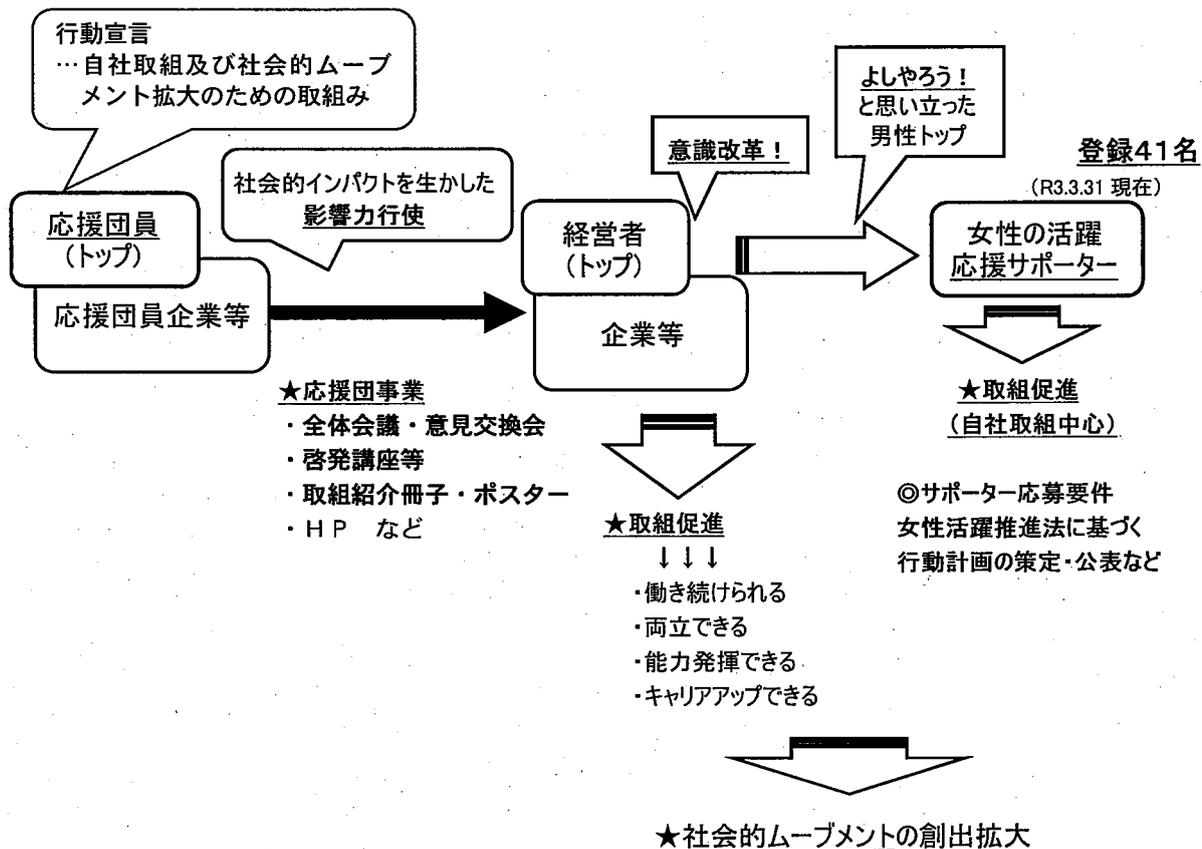
かながわ女性の活躍応援サポーター企業等を対象に、女性活躍に関する講演や交流会を実施する。

○ 全体会議（ムーブメント拡大ミーティング）

団員自らが自社における女性の活躍に向けた取組みや課題、今後の方向性などについて、発表し、意見交換等を行う全体会議を実施する。

- ・年1回開催 1日

〔応援団事業のスキーム〕



(2) 男性の家事育児参画促進事業（男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム）

男性の家事育児が十分なレベルで日常的に当たり前となる社会環境の形成を目指して、「男性・家事育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍、男性社員の家事育児支援に取り組む企業、NPO、行政等が参加するコンソーシアムにおいて、情報交換等を実施する。

- ・オンラインミーティングの開催
- ・コンソーシアムホームページや Twitter による情報発信
- ・コンソーシアム通信発行によるメンバー同士の情報共有

(3) 女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー（再掲）

女性を部下に持つ男性リーダーや管理職を対象に、女性活躍推進等を阻害する「アンコンシヤス・バイアス（無意識の思い込み）」についてグループワークを交えて学び、部下の力を引き出し能力を発揮してもらうための効果的な働きかけ方を習得するセミナーを実施する。

・年1回開催（9月） 定員30人

(4) 中高生のための3大気づき講座

男女共同参画社会の実現のため、誰もが性別に関わらず、自分らしい生き方を選択し、お互いを認め合う対等な人間関係を築く力を育成する若年層（中学生、高校生）向け意識啓発事業として、中学生、高校生に身近なテーマ（メディア、人間関係、進路）を通して、考えるヒントや気づきが得られる3つの出前講座を実施する。

○ 男女共同参画・メディアリテラシー講座

人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図るための講座を実施する。

・年5回程度

○ デートDV防止啓発講座

デートDVの予防・啓発に取り組むNPOと連携し、参加しながら学ぶことのできるデートDV防止啓発講座を実施する。

・年5回程度

○ 理工系キャリア支援講座

女性技術者・女性研究者を講師として学校等に派遣し、女子生徒の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援するとともに、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供する。講師は「かながわ女性の活躍応援団」団員企業等とNPO法人日本女性技術者科学者ネットワークから派遣する。講座の対象には男子生徒も含む。

・年5回程度

(5) 男女共同参画推進市町村連携事業

地域における男女共同参画社会の実現に向けて、地域の実情に応じた講座等を市町村と連携して実施し、男女共同参画の推進を図る。

・市町村の計画に基づき、連携して実施

(6) 市民活動団体自主企画事業（共催・後援事業）

様々な分野で先進的かつ柔軟な活動をしているNPO等の主体性を尊重しながら、NPO等が主催する男女共同参画社会の実現に寄与する事業について、共催・後援することにより、その活動を支援する。

・随時

(7) 研修用教材の提供

市町村や企業等において、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画に向けた取り組みを進めることに資することを目的とした研修に使用できる教材を提供する。

- ・テーマ ア 男女共同参画（一般向け）
- イ 職場における男女共同参画
- ウ 職場におけるアンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～
- エ 異性への暴力防止

III 調査研究・情報発信

1 調査研究

(1)	男女共同参画社会推進調査研究事業
(2)	男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析
(3)	社会参画状況調査

(1) 男女共同参画社会推進調査研究事業

男女共同参画の推進を図るため、かなテラスや関係部局、市町村等の施策や事業に具体的に反映ができる調査・研究や、女性を取り巻く課題解決に向けた調査・研究を行う。

(2) 男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析

男女共同参画推進条例により、事業所における男女共同参画がより一層推進されるよう、男女共同参画推進条例により、常時使用する従業員数 300 人以上の事業所ごとに男女共同参画の進捗状況の届出を受け、その結果を集計、分析する。

・届出時期 10月1日を基準日として11月30日までに提出

(3) 社会参画状況調査

かなテラスで実施する、女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。

・基準日 12月1日

2 情報発信

(1)	かながわ男女共同参画支援サイトの運営
(2)	かながわジェンダーダイバーシティ・データベース
(3)	かなテラスレポート、メールマガジン、Twitter 等による情報発信
(4)	資料・交流コーナーの運営
(5)	講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架

(1) かながわ男女共同参画支援サイトの運営

女性の能力発揮（エンパワーメント）に向けた取組みの一環として、チャレンジしたい女性を応援するための情報や、様々な分野で積極的に活動している女性人材の情報、団体・グループ情報をホームページ上で提供する。

○かながわの女性応援サイト

様々な分野で能力を発揮したい女性を情報の面から応援するサイト。チャレンジしたい女性を応援するための事業、関連情報を提供している神奈川県内の機関等を掲載する。

○女性人材情報等サイト

審議会委員候補者や生涯学習指導者等の人材情報を提供するサイト。本県や国などの人材データベース等を掲載する。

○男女共同参画関係団体・グループ情報システム（Ms Net : ミズネット）

NP〇等のネットワークづくり支援のため、団体・グループ情報の提供を行う。

登録件数 140件（令和3年3月31日現在）

(2) かながわジェンダーダイバーシティ・データベース

統計の面から、本県の男女共同参画の状況を把握できるよう、かなテラスホームページ内で社会的意義の高い統計・調査データ項目を中心とした各種統計データの発信を行う。

(3) かなテラスレポート、メールマガジン、Twitter 等による情報発信

○ 「かなテラスレポート」の発行

男女共同参画についての情報や、かなテラスの事業等を掲載した「かなテラスレポート」を作成し、ホームページで発信する。

○ メールマガジン「かなテラス通信」の発行

メールマガジンを随時発行し、男女共同参画についての情報を迅速に配信する。

○ Twitter による情報発信（共生推進本部室の Twitter での情報発信）

イベントなどの最新情報を随時発信する。

○ その他ホームページによる情報発信

かなテラスホームページにより、かなテラスの講座など事業・施設の案内や男女共同参画

に関する各種情報提供を行う。

(4) 資料・交流コーナーの運営

男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民等の利用に供するとともに、図書館情報システムを運用し、県内公共図書館等との連携を図って図書館資料検索・図書貸出サービスを行う。

- ・貸出サービスの実施
- ・ホームページによる資料・交流コーナー情報の発信
- ・セミナー事業と連携した関連図書の展示

(5) 講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架

かなテラスが主催する講演会・セミナー等の配布資料を収集し、資料・交流コーナーへの配架及びかなテラスホームページでの公開により情報を発信する。

IV DV相談・DV防止の啓発

1 配偶者等からの暴力（DV）被害者への支援

(1)	配偶者暴力相談支援センター（相談事業）
(2)	女性問題研修事業
(3)	DV相談員能力向上研修
(4)	女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催

(1) 配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年4月制定）に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、DV被害者に対する相談や情報提供、医学的または心理学的な援助、保護命令に関する裁判所から求められた書面の作成等により、DV被害者の自立を支援する。

[相談事業]

配偶者暴力相談支援センターの根幹事業として、各種の相談事業を実施する。

配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的圧迫等に悩む方のため、職員等が対応する相談と弁護士等の専門家が対応する相談との連携による相談を実施する。

- 女性のためのDV相談窓口として、女性相談員による相談、「女性への暴力相談 週末ホットライン」、「多言語による相談」（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語）を実施する。
- 必要に応じて、弁護士による「法律相談」、精神科医による「精神保健相談」及び心理カウンセラーによる「メンタルケア」を行う。
- グループカウンセリングを通してDV被害者のダメージの軽減・回復を図るとともに、将来的に自主的な自助グループ活動を行うことができるように立ち上げを支援する。
- 男性のためのDV相談については、「被害者の方の相談」、「DVに悩む方の相談」を実施する。

(2) 女性問題研修事業

かながわ男女共同参画センター相談員、県内市町村相談員等の資質向上を図るため、研修を実施する。

- ・回数 年4回
- ・対象 かながわ男女共同参画センター相談員、県内市町村相談員等

(3) DV相談員能力向上研修

DV相談員の能力向上のため、外部の専門家をスーパーバイザーとして招き、助言・指導を受けながら事例検討会を定期的実施する。

(4) 女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催

女性への暴力問題に取り組んでいる県内の関係機関が連携して、被害者の相談、心のケアへの支援を行うことを目的に連絡会を開催する。

- ・回数 年3回
- ・構成機関 国・県・市21機関

2 DV防止の啓発

(1)	DV気づき講座
(2)	デートDV防止啓発講座（再掲）
(3)	啓発冊子の発行等

(1) DV気づき講座

DVについて、当事者だけではなく周囲の方々の理解を深め、対応のために行動を起こすことができるよう、女性を対象にDV防止について普及・啓発する講座を実施する。

併せて潜在的なDV被害を掘り起こし、個別の相談につなぐことでDVを減少に導く。

・回数 年4回

(2) デートDV防止啓発講座（再掲）

デートDVの予防・啓発に取り組むNPOと連携し、参加しながら学ぶことのできるデートDV防止啓発講座を実施する。

・回数 年5回程度

・対象 中学生、高校生等

(3) 啓発冊子の発行等

○ DV防止啓発冊子「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」の作成

暴力から逃げ出せない恐ろしさ、被害者やその子どもへの影響など、ドメスティック・バイオレンスの実態をわかりやすく説明したうえで、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の概要や、県内の相談窓口などを掲載。

県内市町村、警察署等へ配布。

○ 外国籍県民向けDV防止啓発リーフレット「夫やパートナーからの暴力に悩むあなたへ」の作成 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ホルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語の計8言語で作成。

外国籍の方向けに、夫やパートナーからの暴力の形態や、家庭内の暴力も犯罪であることを明記し、「一人で悩まないでまず相談を！」と、相談窓口の一覧を掲載。

県内市町村、警察署等へ配布。

○ 高校生を対象としたデートDV（交際相手からの暴力）防止啓発冊子「超カンタンデートDVの基礎知識」の作成。

若年層の恋人間で起こる暴力（デートDV）を未然に防止するための、高校生向けデートDV防止啓発冊子。相談窓口も紹介。

県内高等学校等に配布。

○ デートDV防止啓発動画の公開

啓発冊子の内容を基に、令和2年度に作成したデートDV防止啓発動画を引き続き公開。

デートDVで起こりがちなケースを紹介し、デートDV被害にあった際に相談できる窓口を紹介。

○ 男性相談窓口リーフレット「男性にもDV相談窓口があります」の配布

DVは身体的暴力だけではないことを認識してもらうとともに、相談事例の紹介を通じて男性がDVの被害及び加害に気づくきっかけを作り、相談につなげるためのリーフレット。相談窓口も紹介。

県内市町村、警察署等へ配布

7 令和2年度 主要事業及び事業実施状況

I 人材育成

(1)	女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」
(2)	女性管理職育成セミナー
(3)	女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー
(4)	女性トップマネジメント養成セミナー
(5)	市町村男女共同参画施策推進者研修・会議

(1) 女性のための社会参画セミナー「かなテラス カレッジ」

様々な意思決定の場への女性（議員・審議会委員等、行政・地域・企業等のキーパーソンとして活動する女性）の参画を促進するため、地域や社会の課題を発見し解決するための手法を学ぶセミナーを実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

セミナーに代わり、一部の講師によるミニ講座の動画を制作し、かなテラスホームページ上で公開した。

○ かなテラスカレッジ

- ・年1回 本編講座 10日間、受講生交流会 1日
- ・テーマ 女性の参画（決める、行動する）が社会を変える

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止。実施予定は次のとおり

回	開催日	内 容	講 師
1	6月6日 (土)	女性の参画（決める、行動する）が社会を変える －踏み出そう私の一步－	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授 梶島 洋美氏
		コミュニケーション・表現力 －自己紹介を通じて自分を表現してみよう－	(株) テレビ朝日アスク 講師 山口 容子氏
2	6月13日 (土)	ディベート（議論する）力 －論理的に考え、正しく伝え、実りある議論をするために－	日本ディベート協会 副会長 瀬能 和彦氏
3	6月20日 (土)	システム思考入門 －問題構造を見抜くつながり思考を身につける－	(有) イーズ 中小路 佳代子氏
4	7月4日 (土)	合意形成と社会変革 －交渉による課題解決とトランジション・マネジメント－	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 教授 松浦 正浩氏

回	開催日	内 容	講 師
5	7月11日 (土)	多様性を力に変える、これからのコミュニティデザイン ーみんなの力を引き出し、結びつけるカー	立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 教授 萩原 なつ子氏
		未来を創る子育て支援 ー社会性と事業性を両立させる方法ー	認定NPO法人あっとほーむ 代表 小栗 ショウコ氏
6	8月1日 (土)	あなたの中のリーダーシップを育てよう ー思い込みを解消し自分らしいリーダーのスタイルを見つけるー	昭和女子大学 人間社会学部 准教授 本多ハワード素子氏
7	8月22日 (土)	政策提案の設計図を描く ー魅力ある提案に必要な要素とはー	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授 椛島 洋美氏
8	9月5日 (土)	共生と参加で目指す地域社会を考える ー少子高齢時代の新発想ー	中央大学 法学部 教授 宮本 太郎氏
9	9月12日 (土)	“～だから”“無理”という前提を疑おう ー事例分析から考える私のキャリアと戦略ー	聖心女子大学 キャリアセンター長 人間関係学科 教授 大槻 奈巳氏
10	9月26日 (土)	声と言葉による発信力を高める ープレゼンテーション“私の次の一歩”ー	(株)テレビ朝日アスク 講師 山口 容子氏
かなテラスカレッジ 交流会 1月23日(土)		これまでのセミナー受講者が集まり情報交換や意見交換等を行う。	(ファシリテーター) 立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 教授 萩原 なつ子氏

○ かなテラスカレッジ ミニ講座の動画配信（令和2年12月から順次公開）

	テ ー マ	講 師
1	女性のチカラでユニバーサルな社会を作る	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授 椛島 洋美氏
2	ディベートを通して、意思決定の場への参画を目指す	特定非営利活動法人 日本ディベート協会 副理事長 瀬能 和彦氏
3	システム思考	(有)イーズ 講師 中小路 佳代子氏
4	交渉による課題解決とトランジション・マネジメント	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 教授 松浦 正浩氏
5	令和時代の男女共同参画	立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 教授 萩原 なつ子氏

	テ ー マ	講 師
6	社会課題解決のための事業を続けるために	認定NPO 法人あっとほーむ 代表 小栗 ショウコ氏
7	今、求められるリーダーシップとは	昭和女子大学 人間社会学部 准教授 本多ハワード素子氏
8	人生100年時代を楽しむために	聖心女子大学 人間関係学科 教授 大槻 奈巳氏

(2) 女性管理職育成セミナー

管理職やリーダー職を目指す女性を対象に、役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶほか、キャリアについて考え、自信や知識を深めるセミナーを実施する。

・年2回 各3日間 定員 30人

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

(3) 女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー

女性を部下に持つ男性リーダーや管理職を対象に、女性活躍推進等を阻害する「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」についてグループワークを交えて学び、部下の力を引き出し能力を発揮してもらうための効果的な働きかけ方を習得するセミナーをオンラインで実施した。

・年2回 定員30人

開 催 日	講 師	参加者 (人)
9月24日(木)	(株) キャリアネットワーク常務取締役/ 人材開発コンサルタント・キャリアアドバイザー 清家 三佳子氏	18

※第2回については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

(4) 女性トップマネジメント養成セミナー

横浜市と連携し、県内企業の部長級（場合により課長級を含む）の女性を対象に経営に関する知識や技術、リーダーシップの向上を目的とした研修やこれまでの研修受講修了生を対象としたフォローアップを実施し、研修参加者間のネットワークの構築を図るとともに、企業の中核を担う女性の育成を支援する。

○ メインセミナー

・年1回 定員30人程度

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

○ フォローアップセミナー

・年1回

・開催方法 オンライン (zoom)

開催日	テーマ (内容)	講師	参加者 (人)
3月2日 (火)	私らしく リーダーとして ～現場出身の女性執行役員か らのメッセージ～	(株) みずほ銀行執行役員 森園 美智子氏	31

(5) 市町村男女共同参画施策推進者研修・会議

かなテラスの事業及び各市町村の事業について情報等を共有するとともに、男女共同参画についての施策能力の向上等を図る研修を実施することにより、効果的な事業展開を図るとともに、県と市町村並びに市町村相互の連携強化を図る。

・年1回開催 1日 (6月)

※会議は書面開催、研修は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

開催日	研修テーマ	講師
6月10日 (水)	「誰にでもある『アンコンシ ャス・バイアス』を知る、気 づく、対処する (仮)」	(株) THINK AND DIALOGUE 代表取締役 富岡 洋平氏

II 意識啓発・行動変革

(1)	女性の活躍応援団支援事業
(2)	男性の家事育児参画促進事業
(3)	女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー（再掲）
(4)	中高生のための3大気づき講座
(5)	男女共同参画推進市町村連携事業
(6)	男女共同参画フォーラム
(7)	市民活動団体自主企画事業
(8)	研修用教材の提供

(1) 女性の活躍応援団支援事業

性別に関係なく働き続けキャリアアップを図れるなど、女性が個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、社会全体で女性の活躍を応援する機運を高めていくため、知事を団長とし、女性の活躍を推進する取組みに積極的で、神奈川県にゆかりの深い企業等の男性トップ 20 名による「かながわ女性の活躍応援団」を平成 27 年に結成した。県内企業のトップの約 9 割が男性という現状から、男性トップの意識改革が重要であり、男性トップから男性トップへの働きかけが効果的であると考え、メンバーはあえて男性としている。

応援団員自らが参加する全体会議（ムーブメント拡大ミーティング）は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったが、啓発講座等への講師派遣、取組紹介冊子やWEBサイトでの情報提供、女性の活躍応援サポーターの登録募集など、女性活躍推進の社会的ムーブメントの拡大の取組みを行った。

○ 全体会議（ムーブメント拡大ミーティング）

※次のとおり開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止

- ・開催日：令和 2 年 11 月 4 日（水）
- ・出席者：知事及び応援団員、アドバイザー等
- ・テーマ：女性活躍推進のための「男性の行動変革を促進する取組み」

<かながわ女性の活躍応援団の構成>

【結成時（平成27年11月）団員】

企業名	氏名	役職
(株) アイネット	坂井 満	代表取締役兼社長執行役員 H30. 6. 22 池田 典義氏から交代
京浜急行電鉄 (株)	原田 一之	取締役社長
(株) 資生堂	魚谷 雅彦	代表取締役 社長兼 CEO
(株) 高島屋	村田 善郎	代表取締役社長 H31. 3. 1 木本 茂氏から交代
(株) ツクイホールディングス	津久井 宏	代表取締役社長 CEO R2. 10. 1 高橋 靖宏氏から交代

企業名	氏名	役職
日揮ホールディングス (株)	佐藤 雅之	代表取締役会長 CEO H29. 6. 29 川名 浩一氏から交代
日産自動車 (株)	内田 誠	代表執行役社長兼最高経営責任者 R1. 12. 1 団員就任
(株) ファンケル	島田 和幸	代表取締役 社長執行役員 CEO H29. 4. 1 宮島 和美氏から交代
富士通 (株)	時田 隆仁	代表取締役社長 R1. 6. 24 田中 達也氏から交代
(株) 横浜銀行	大矢 恭好	代表取締役頭取 H30. 6. 19 川村 健一氏から交代 H28. 6. 29 寺澤 辰鷹氏から交代
神奈川県	黒岩 祐治	知事 <団長>

【平成28年度からの団員】

企業等名	氏名	役職
アサヒビール (株)	塩澤 賢一	代表取締役社長 H31. 3. 19 平野 伸一氏から交代
アツギ (株)	工藤 洋志	代表取締役社長 社長執行役員
キリンビール (株)	布施 孝之	代表取締役社長
JFE スチール (株)	北野 嘉久	代表取締役社長 H31. 4. 1 柿木 厚司氏から交代
第一生命保険 (株)	稲垣 精二	代表取締役社長 H29. 4. 1 渡邊 光一郎氏から交代
飛島建設 (株)	乗京 正弘	代表取締役社長 R1. 7. 1 伊藤 寛治氏から交代
日本発条 (株)	茅本 隆司	代表取締役社長 H29. 4. 1 玉村 和己氏から交代
富士フィルムホールデ ィングス (株)	助野 健児	代表取締役社長・COO
富士屋ホテル (株)	勝俣 伸	代表取締役社長
国立大学法人横浜国立 大学	長谷部 勇一	学長

<アドバイザー>

	岩田 喜美枝	神奈川県男女共同参画審議会会長
--	--------	-----------------

○ 啓発講座等の開催

広く女性活躍推進を目的として、企業や県民を対象に、団体等が主催する講座や講演会、セミナー等に、応援団員企業等から講師を派遣した。

実施日	主催	講演会等の名称	講師派遣 企業等	講師	内容	実績(人)
10月1日	藤沢市立秋 葉台中学校	理工系キャリア支援講座 *オンライン(Webex)	富士通(株)	傳田 京美氏	講師	114
			JNEWS	キャタピラー・ジャパン(合) 石田あずさ氏		

実施日	主催	講演会等の名称	講師派遣企業等	講師	内容	実績(人)
10月17日	第一生命保険(株)	お父さん親子料理教室 *オンライン (zoom)	横浜保育福祉専門学校	食育ゼミ「よこほっとキッチン」	講師	34
1月22日	神奈川県	「かながわ女性の活躍応援サポーター」企業交流会 *オンライン (zoom)	向洋電機土木(株)	横澤 昌典氏	講師	14
2月1日	横浜市立あざみ野中学校	理工系キャリア支援講座	日揮ホールディングス(株)	高嶋 絵里子氏	講師	204
			JNEWS	富士ソフト(株) 西元 典子氏		
3月1日	大和市立下福田中学校	理工系キャリア支援講座	日本発条(株)	佐藤 恵氏	講師	103
			JNWS	清水建設(株) 溝邊 飛鳥氏		
3月23日	川崎市立南生田中学校	ジェンダー平等を実現するために、今、わたしたちにできること	神奈川県	かなテラス職員	講師	26

※JNWS・・・特定非営利活動法人日本女性技術者科学者ネットワーク

- 「かながわ女性の活躍応援団」団員企業等担当者交流会

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

- 女性の活躍応援サポーターの募集

男性トップ自らが組織内で女性活躍推進に取り組むとともに、男性の意識改革などを働きかけ、女性活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大につなげるため、男性トップが自主的に応援団に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」の募集を行った。

<女性の活躍応援サポーター登録状況>

41人(令和3年3月31日現在)

- 「かながわ女性の活躍応援サポーター」企業交流会の開催

応援サポーター企業同士のネットワークを構築する場を提供するとともに、女性活躍を推進する上で役立つ情報を提供することで、社内における女性活躍推進の取組みをサポートするため、応援サポーター企業向けに交流会を開催した。

・開催方法 オンライン (zoom)

開催日	内容	講師	参加者(人)
1月22日(金)	<事例発表> 中小企業におけるwithコロナへの対応 ーテレワーク導入・女性活躍推進の視点からー <グループディスカッション> withコロナで変わったこと、工夫したこと	向洋電機土木株式会社 CHO 広報部長 横澤 昌典 氏	14

○ 学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信

若い世代へ応援サポーター企業等の取組みの周知を図るとともに、応援サポーター企業等の露出機会を増やすことで、応援サポーター登録のインセンティブを強化するため、学生による応援サポーター企業の取材、学生へ向けた広報媒体（情報誌、HP、SNS等）での応援サポーター企業の女性活躍推進等の取組みの発信を行う。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

○ 女性の活躍応援団冊子の作成

企業経営者向けに、女性活躍推進のための「男性の行動変革」の促進をテーマとした冊子を作成し配布するとともに、ホームページに掲載した。

- ・ 名称 「woman act. 2020 伸びる会社はやっている！—女性活躍推進の鍵は「男性の行動変革」—」
- ・ 主な内容 男性の行動変革の必要性や取組みのポイント、各応援団員企業や中小企業の取組み、男性の行動変革Q&A
- ・ 作成時期 令和2年12月
- ・ 規格 A4判28頁4色刷り
- ・ 作成部数 5,000部
- ・ 配布先 県内企業、「かながわ女性の活躍応援団」団員企業、県内の市町村男女共同参画主管課・男女共同参画センター等

○ かながわ女性の活躍応援団特設ホームページでの情報発信

かながわ女性の活躍応援団特設ホームページで、団員企業等、応援サポーター企業等の紹介や、応援団の取組みなどに関する情報提供を行った。なお、コンテンツの充実を図るとともに、目的の情報にたどり着きやすいウェブサイトの構築を目指し、令和3年3月に改修を行った。

内容：かながわ女性の活躍応援団の概要、応援団行動宣言（全体、個別）、

アドバイザーからのメッセージ、かながわ女性の活躍応援サポーターの募集・紹介、応援団が薦める女性活躍のためのヒント集等

(2) 男性の家事育児参画促進事業（男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム）

男性の家事育児が十分なレベルで日常的に当たり前となる社会環境を形成するため「男性・家事育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍、男性社員の家事育児支援に取り組む企業、NPO、行政等が参加する「男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアムコンソーシアム」において、情報交換や情報発信を行った。

○ メンバー限定オンラインミーティングの開催

開催日	内容	参加者(人)
7月3日(金)	メンバーの集い@オンライン vol. 1 (1) 意見発表 (2) グループディスカッション	11
11月17日(火)	メンバーの集い@オンライン vol. 2 (1) 自己紹介・意見発表 (2) グループディスカッション	8
3月5日(金)	メンバーの集い@オンライン vol. 3 グループディスカッション	13

※ コンソーシアム定例会(広く参加者を募集しての会合)及び令和2年3月5日に実施予定で令和2年度に延期したシンポジウムは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

○ 男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアムウェブサイトでの情報発信

男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアムウェブサイトで、コンソーシアムの活動や男性の家事育児等に関する情報などの発信を行った。なお、魅力的なコンテンツの充実を図るとともに、目的の情報にたどり着きやすいウェブサイトの構築を目指して、令和3年3月に、改修を行った。

○ 「男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム」コンソーシアム通信の発行

メンバー同士のつながりの強化や、メンバーの課題や今後の展望等を情報共有するため、コンソーシアムの参加企業・団体を紹介する通信をメール配信した。(概ね隔月配信)

○ 「男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム」Twitterによる情報発信

「男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム」Twitterを開設し、コンソーシアムの活動内容や男性の家事育児に関するデータ・取組み等を発信した。

(3) 女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー(再掲)

女性を部下に持つ男性リーダーや管理職を対象に、女性活躍推進等を阻害する「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」についてグループワークを交えて学び、部下の力を引き出し能力を発揮してもらうための効果的な働きかけ方を習得するセミナーをオンラインで実施した。

・年2回 定員30人

開催日	講師	参加者 (人)
9月24日 (木)	(株) キャリアネットワーク常務取締役/ 人材開発コンサルタント・キャリアアドバイザー 清家 三佳子氏	18

※第2回については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

(4) 中高生のための3大気づき講座

中学生、高校生に身近なテーマ（メディア、人間関係、進路）を通して、考えるヒントや気づきが得られる3つの出前講座を実施した。

○ 男女共同参画・メディアリテラシー講座

人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図る講座を実施した。

開催日	会場	講師	参加者 (人)
2月22日(月)	平塚市立旭陵中学校	東海大学文化社会学部 教授 谷岡 理香氏	136

○ デートDV防止啓発講座

デートDVの予防・啓発の取組みを実践しているNPOと連携を図り、どこにでもありそうな恋人同士の会話等を題材とし、参加しながら学べる講座を実施した。

開催日	会場	講師	参加者 (人)
9月25日(金)	県立瀬谷養護学校 (高等部2年生)	認定NPO法人エンパワメントかながわ	12
9月25日(金)	県立瀬谷養護学校 (高等部3年生)	認定NPO法人エンパワメントかながわ	10
11月12日(木)	平塚市立大住中学校	認定NPO法人エンパワメントかながわ	108
11月25日(水)	川崎市立田島支援学校	認定NPO法人エンパワメントかながわ	23
12月14日(月)	大和市立下福田中学校	認定NPO法人エンパワメントかながわ	99
2月18日(木)	平塚市立旭陵中学校	認定NPO法人エンパワメントかながわ	118
3月3日(水)	横浜市立蒔田中学校	認定NPO法人エンパワメントかながわ	102

○ 理工系キャリア支援講座（旧：かながわりケジヨ・エンカレッジプログラム）

女性技術者・女性研究者を講師として学校等に派遣し、女子生徒の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援するとともに、性別に関わらず、自分らしい生

き方や働き方を考える機会を提供する出前講座を実施した。講師は「かながわ女性の活躍応援団」団員企業等とNPO法人日本女性技術者科学者ネットワーク（JNWES）から派遣した。参加者には男子生徒も含む。

開催日	会場	講師	参加者 (人)
10月1日(木)	藤沢市立秋葉台中学校 *オンライン(Webex)	富士通(株) 傳田 京美氏	114
		JNWES キャタピラージャパン(合) 石田あずさ氏	
2月1日(月)	横浜市立あざみ野中学校	日揮ホールディングス(株) 高嶋 絵里子氏	204
		JNWES 富士ソフト(株) 西元 典子氏	
3月1日(月)	大和市立下福田中学校	日本発条(株) 佐藤 恵氏	103
		JNWES 清水建設(株) 溝邊 飛鳥氏	

※かながわ女性の活躍応援団啓発講座の一環として実施

(5) 男女共同参画推進市町村連携事業

地域における男女共同参画社会の実現に向けて、地域の実情に応じた事業を市町村と連携して実施し、男女共同参画の推進を図った。

- ・市町村の計画に基づき、6事業を実施した。(11月～3月)
うち2事業については、2市町の連携による実施(※)

開催日・主催	テーマ(内容)	講師	参加者 (人)
11月13日(金) 平塚市	健康経営×イクボス～取組のその先にあるものとは～	ウェルリンク(株) 飛田 めぐみ氏	19
11月20日(金) 大磯町	自分も相手も大切に！「アサーティブコミュニケーション」	精神保健福祉士 松田 知恵氏	14
①11月22日、 ②11月29日 (日) 厚木市・秦野市 ※	女性 happy ビジネススキルアップ講座	(株)メタモルフォー 代表取締役 久保 彩氏 想いが伝わる文章講座 主宰 雨野 千晴氏	①18 ②17
1月19日(火) 真鶴町・湯河原町※	心と性別～多様性を認める社会をめざして～ *集合型とオンライン (YouTube)の併用	ノンフィクション作家 中村 安希氏	38

開催日・主催	テーマ(内容)	講師	参加者(人)
3月2日(火) ～8日(月) 寒川町	家族で考えるワーク・ライフ・ バランス～我が家のリズムにあ わせたもっと自由な生活を～ *オンライン(YouTube)	秘密結社主夫の友 CEO 堀込 泰三氏	13
3月13日(土) 伊勢原市	アンガーマネジメント入門講座 *オンライン(zoom)	日本アンガーマネジメント 協会コンサルタント 畑 さち子氏	24

(6) 男女共同参画フォーラム

男女共同参画の今日的課題解決の手がかりとなる課題について、男女共同参画社会の実現を推進するため、講演会等を実施する。

・年1回 1日

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

(7) 市民活動団体自主企画事業(共催・後援事業)

様々な分野で先進的かつ柔軟な活動をしているNPO等の主体性を尊重しながら、NPO等が主催する男女共同参画社会の実現に寄与する事業について、共催・後援することにより、その活動を支援した。

開催日	企画テーマ(内容)	団体名	共催/後援	参加者(人)
10月25日(日)	令和2年度平塚市男女共同 参画推進登録団体講演会	女性史に学ぶ会、平塚市	後援	72
12月8日(火)	フォーラム「小さな子ども を持つ女性がいきいきと生 活するために」	(特非) かながわ女性会 議	後援	46

(8) 研修用教材の提供

市町村や企業、学校等において、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることに資することを目的とした研修に使用できる教材を提供した。

・テーマ

ア 男女共同参画(一般向け)	6件
イ 男女共同参画(高校生向け)	1件
ウ 職場における男女共同参画	5件
エ 職場におけるアンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～	2件
オ 異性への暴力防止	2件

Ⅲ 調査研究・情報発信

1 調査研究

(1)	男女共同参画社会推進調査研究事業
(2)	男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析
(3)	社会参画状況調査

(1) 男女共同参画社会推進調査研究事業

男女共同参画の推進を図るため、かなテラスや関係部局、市町村等の施策や事業に具体的に反映ができ、女性を取り巻く課題解決につながる調査・研究を実施する。

令和2年度から令和3年度にかけ、女性の年齢階級別労働力率の状況について、いわゆるM字カーブの底が深い神奈川県と、日本及び世界各国との比較を行うとともに、各国の労働の質向上に向けた制度や企業の事例等を収集し、女性がキャリアを中断せず、キャリアアップするための事例を示す調査・研究を行っている。

(2) 男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析

男女共同参画推進条例により、事業所における男女共同参画がより一層推進されるよう、常時使用する従業員数300人以上の事業所ごとに男女共同参画の進捗状況の届出を受け、その結果を集計、分析した。

・令和2年度届出数 634 事業所

(3) 社会参画状況調査

かなテラスで実施した、女性のための社会参画セミナー「かなテラス・カレッジ」の受講者を対象に、事業の効果把握のため社会参画状況の調査を例年行っているが、令和2年度は「かなテラス・カレッジ」の中止に伴い、実施しなかった。

・基準日 12月1日

(参考) 平成9年度から令和元年度まで(23回)の受講者累計は延べ790人であり、過去受講者を対象とした、社会参画状況調査(平成13年度から令和元年度まで14回実施)によると、委員・議員等に就任経験のあると回答した受講者は、市町議会議員17人、国、県、市町村の審議会・協議会委員等87人(うち議員と委員両方の経験者6人)、合計98人となっている(過去調査からの累計)。

2 情報発信

(1)	かながわ男女共同参画支援サイトの運営
(2)	かながわジェンダーダイバーシティ・データベース
(3)	かなテラスレポート、メールマガジン、Twitter 等による情報発信
(4)	資料・交流コーナーの運営
(5)	講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架

(1) かながわ男女共同参画支援サイトの運営

女性の能力発揮（エンパワーメント）に向けた取組みの一環として、チャレンジしたい女性を応援するための情報や、様々な分野で積極的に活動している女性人材の情報、団体・グループ情報をホームページ上で提供した。

○ かながわの女性応援サイト

様々な分野で能力を発揮したい女性を情報の面から応援するサイト。チャレンジしたい女性を応援するための事業、関連情報を提供している神奈川県内の機関等を掲載した。

○ 女性人材情報等サイト

審議会委員候補者や生涯学習指導者等の人材情報を提供するサイト。本県や国などの人材データベース等を掲載した。

○ 男女共同参画関係団体・グループ情報システム（Ms Net : ミズネット）

NPO等のネットワークづくり支援のため、団体・グループ情報の提供を行った。

登録件数 140件（令和3年3月31日現在）

(2) かながわジェンダーダイバーシティ・データベース

統計の面から、本県の男女共同参画の状況を把握できるよう、かなテラスホームページ内で社会的意義の高い統計・調査データ項目を中心とした各種統計データの発信を行った。

(3) かなテラスレポート、メールマガジン、Twitter等による情報発信

○ 「かなテラスレポート」の発行

男女共同参画についての情報や、かなテラスの事業等を掲載した「かなテラスレポート」を作成し、ホームページで発信した。

年4回発行

○ メールマガジン「かなテラス通信」の発行

メールマガジンを随時発行し、男女共同参画についての情報を迅速に配信した。

登録者数 547人（令和3年3月31日現在）

○ Twitterによる情報発信（人権男女共同参画課のTwitterでの発信）

フォロワー数 1,775人（令和3年3月31日現在）

○ その他ホームページによる情報発信

かなテラスホームページにより、かなテラスの講座など事業の案内や、男女共同参画に関する各種情報提供を行った。

(4) 資料・交流コーナーの運営

男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民等の利用に供するとともに、図書館情報システムを運用し、県内公共図書館等との連携を図って図書館資料検索・図書貸出サービスを行った。また、ホームページによる資料・交流コーナー情報の発信を行った。

・図書等 9,786点(図書 9,617冊、雑誌 169タイトル)(令和3年3月31日現在)

・利用状況 入館者数 88人 貸出冊数 15冊(令和3年3月31日現在)

(5) 講演会・セミナー等の配布資料の収集・配架

かなテラスが主催する講演会・セミナー等の配布資料を収集し、資料・交流コーナーへの配架及びかなテラスホームページでの公開により情報を発信した。

・資料・交流コーナーへの配架資料件数 81件(令和3年3月31日現在)

・ホームページでの公開件数 26件(令和3年3月31日現在)

○資料・交流コーナー利用状況の推移

年度	入館者(閲覧者)			貸出(冊数 1人10冊以内、期間 3週間以内)						
				登録者			貸出者			
	人数	性別		人数	性別		人数	性別		冊数
女		男	女		男	女		男		
27	524	416	108	20	18	2	57	51	6	109
28	411	278	133	20	19	1	47	43	4	77
29	297	216	81	19	19	0	52	49	3	87
30	187	132	55	12	11	1	27	26	1	42
元	162	140	22	22	22	0	24	24	0	35
2	88	65	23	5	2	3	7	2	5	15
計	1,669	1,247	422	98	91	7	214	195	19	365

(注1) 平成27年4月1日かながわ男女共同参画センター資料・交流コーナー開所
(注2) 平成27年度より司書不在のため参考相談サービスは行っていない
(注3) 令和2年4月10日から5月31日、令和3年1月8日から3月31日新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用休止

<参考>かながわ女性センター図書館利用状況の推移

年度	入館者(閲覧者)			貸出(冊数 1人10冊以内、期間 3週間以内)							複写 (1枚10円)		参考相談 リファレンス
				登録者			貸出者				冊数	件数	
	人数	性別		人数	性別		人数	性別					
女		男	女		男	女		男					
11	10,441	6,482	3,959	339	268	71	3,310	2,606	704	8,708	332	1,686	822
12	9,877	6,073	3,804	278	209	69	3,288	2,298	990	8,456	279	958	799
13	11,598	6,211	5,387	243	169	74	3,136	2,151	985	8,167	388	3,017	763
14	10,960	5,919	5,041	276	205	71	3,089	2,180	909	7,732	506	3,490	944
15	10,553	5,999	4,554	248	182	66	3,020	2,191	829	8,268	464	4,374	1,000
16	10,075	5,451	4,624	211	157	54	2,461	1,713	748	6,267	370	2,922	948
17	10,237	5,407	4,830	255	194	61	2,214	1,508	706	6,268	318	2,999	535
18	10,617	5,658	4,959	244	195	49	2,289	1,596	693	6,559	284	1,617	595
19	10,802	5,786	5,016	195	144	51	1,981	1,355	626	5,713	197	1,246	910
20	8,959	4,727	4,232	192	150	42	1,809	1,290	519	5,857	183	1,278	580
21	9,592	5,201	4,391	206	165	41	1,770	1,322	448	5,890	180	3,696	824
22	9,781	5,191	4,590	183	147	36	1,697	1,309	388	5,141	128	1,475	522
23	10,401	5,357	5,044	183	133	50	1,563	1,032	531	5,037	121	1,022	576
24	12,429	6,459	5,970	160	127	33	1,320	848	472	4,031	125	1,403	636
25	9,871	4,683	5,188	137	107	30	1,244	914	330	3,640	107	961	487
26	4,096	1,630	2,466	40	34	6	559	421	138	1,686			327
計	160,289	86,234	74,055	3,390	2,586	804	34,750	24,734	10,016	97,420	3,982	32,144	11,268

(注1) 平成12年度は図書館情報システム移行のため1か月休館
(注2) 平成13年度より複写料を1枚30円から10円に変更
(注3) 平成15年8月より貸出冊数を5冊から10冊に変更
(注4) 平成25年度は図書館情報システム更新のため1週間休館
(注5) 平成26年4月より図書館での複写サービス終了(コピー機のリース期間終了のため)
(注6) 平成26年10月は(最終)蔵書点検のため1か月休館
(注7) 平成26年11月・12月は図書館別室として食堂跡を閲覧室として開放
(注8) 平成26年12月27日図書館閉館

IV DV相談・DV防止の啓発

1 配偶者からの暴力（DV）被害者への支援

(1)	配偶者暴力相談支援センター（相談事業）
(2)	女性問題研修事業
(3)	DV相談員能力向上研修
(4)	女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催

(1) 配偶者暴力相談支援センター（相談事業）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年4月制定）に基づき「配偶者暴力相談支援センター」として、DV被害者に対する相談や情報提供、医学的または心理学的な援助、保護命令に関する裁判所から求められた書面の作成等により、DV被害者の自立を支援した。

業 務 内 容	内 訳	件数
相談・情報提供	DV相談件数	4, 266
医学的・心理学的援助	精神保健相談	6
	メンタルケア	23
	DV自助グループ立上げ支援	8
保護命令関係	裁判所への書面提出	2
相談等に関する証明 等	住民基本台帳に係る支援措置	7
	健康保険	2
	年金	3
	児童手当	1
	その他の証明	11

○ 相談事業（相談・情報提供、医学的・心理学的援助）の実施状況

配偶者等の異性から暴力を受けている被害者の支援のため、職員が対応する「一般相談」と弁護士等の専門家が対応する「専門相談」（法律相談、精神保健相談、メンタルケア、自助グループ立ち上げ支援）を実施した。

さらに、かなテラス相談窓口の時間外については女性への暴力相談「週末ホットライン」を、また、外国籍県民等に対しては「多言語による相談」（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語）を民間支援団体に委託し、切れ目のない体制で相談を実施した。

・令和2年度の相談実施状況

(単位：件数)

区 分		女性	男性	計		
電 話	D V	3,220	868	4,088	相談員による相談	
	その他	890	379	1,269		
	計	4,110	1,247	5,357		
面 接	相談員の面接	DV	53	17	70	外部専門家による相談
		その他	0	—	0	
		小 計	53	17	70	
	専門相談 (DV)	法律相談	71	—	71	
		精神保健相談	5	1	6	
		メンタルケア	23	—	23	
		自助グループ立ち上げ支援	8	—	8	
小 計	107	1	108			
計	160	18	178			
合 計 (前年度)		4,270 (4,345)	1,265 (1,182)	5,535 (5,527)		
週末ホットライン		299	11	310		
多言語による相談		498	18	516		
総 計		5067	1294	6,361		

・相談件数の推移

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備 考
計	4,999件	5,527件	5,535件	100.1% (R2/R1)

○ 相談支援事業

保護命令に関する裁判所から求められた書面の作成や、相談等に関する証明等を作成しDV被害者の自立を支援した。

(再掲)

支援業務の内容	内訳	件数
保護命令関係	裁判所への書面提出	2
相談等に関する証明 等	住民基本台帳に係る支援措置	7
	健康保険	2
	年金	3
	児童手当	1
	その他の証明	11

(2) 女性問題研修事業

かながわ男女共同参画センター、県内市町村相談員等の資質向上を図るため、研修を実施した。

- ・回数 年2回
- ・対象 かながわ男女共同参画センター相談員、県内市町村相談員等

区分	開催月日	講演テーマ及び講師	参加者 (人)
第1回	10月23日(金)	「法テラスについて 法テラスの現状と連携」 講師 日本司法支援センター神奈川地方事務所副所長	49
第2回	3月19日(金)	「カサンドラ症候群への支援」 講師 フルリール代表	49

(3) DV相談員能力向上研修

DV相談員の能力向上のため、外部の専門家をスーパーバイザーとして招き、助言・指導を受けながら事例検討会を定期的実施した。

(4) 女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催

女性への暴力問題に取り組んでいる県内の関係機関が連携して、被害者の相談、心のケアへの支援を行うため、情報交換等を行った。

- ・回数 年2回
- ・構成機関 21機関

区分	開催日・会場	内容	参加機関数 参加人数
第1回	10月 書面開催	(1) 情報交換 (2) その他	21機関
第2回	3月19日(金) 県藤沢合同庁舎	(1) 講演会 「カサンドラ症候群への支援」 講師：フルリール代表	49人

2 DV防止の啓発

(1)	DV気づき講座
(2)	デートDV防止啓発講座（再掲）
(3)	啓発冊子の発行等

(1) DV気づき講座

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」は、夫婦や同棲相手、恋人同士など親密な関係にある者に対してふるわれる暴力であり、DVについて、当事者だけではなく周囲の方々の理解を深め、対応のために行動を起こすことができるよう、女性を対象にDV防止について普及・啓発する講座を実施した。

開催日	会場	参加者(人)
10月8日(木)	かながわ男女共同参画センター	9
11月5日(木)	大和市民交流拠点ポラリス	12
12月10日(木)	鎌倉生涯学習センター	9
2月4日(木)	茅ヶ崎市役所	中止

※2月4日は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言期間中のため中止した。

(2) デートDV防止啓発講座（再掲）

デートDVの予防・啓発の取組みを実践しているNPOと連携を図り、どこにでもありそうな恋人同士の会話等を題材とし、参加しながら学べる講座を中学校、高校等で実施した。

開催日	会場	参加者(人)
9月25日(金)	県立瀬谷養護学校(高等部2年生)	12
9月25日(金)	県立瀬谷養護学校(高等部3年生)	10
11月12日(木)	平塚市立大住中学校	108
11月25日(水)	川崎市立田島支援学校	23
12月14日(月)	大和市立下福田中学校	99
2月18日(木)	平塚市立旭陵中学校	118
3月3日(水)	横浜市立蒔田中学校	102

(3) 啓発冊子の発行等

○ DV防止啓発冊子「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」の作成

暴力から逃げ出せない恐ろしさ、被害者やその子どもへの影響など、ドメスティック・バイオレンスの実態をわかりやすく説明したうえで、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の概要や、県内の相談窓口などを掲載。

県内市町村、警察署等へ配布。

- 外国籍県民向けDV防止啓発リーフレット「夫やパートナーからの暴力に悩むあなたへ」
英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ホルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語の計8言語で作成。
外国籍の方向けに、夫やパートナーからの暴力の形態や、家庭内の暴力も犯罪であることを明記し、「一人で悩まないでまず相談を！」と、相談窓口の一覧を掲載。
県内市町村、警察署等へ配布。
- 高校生を対象としたデートDV（交際相手からの暴力）防止啓発冊子「超カンタンデートDVの基礎知識」の作成。
若年層の恋人間で起こる暴力（デートDV）を未然に防止するための、高校生向けデートDV防止啓発冊子。相談窓口も紹介。
県内高等学校等に配布。
- デートDV防止啓発動画の作成、公開
啓発冊子の内容を基にした、デートDV防止啓発動画を作成し、令和2年11月6日から公開。
デートDVで起こりがちなケースを紹介し、デートDV被害にあった際に相談できる窓口を紹介。
- 男性相談窓口リーフレット「男性にもDV相談窓口があります」の作成
DVは身体的暴力だけではないことを認識してもらうとともに、相談事例の紹介を通じて男性がDVの被害及び加害に気づくきっかけを作り、相談につなげるためのリーフレット。相談窓口も紹介。（配布は令和3年度）

V かながわ男女共同参画センターの運営

○ 男女共同参画支援室（会議室）等の運営

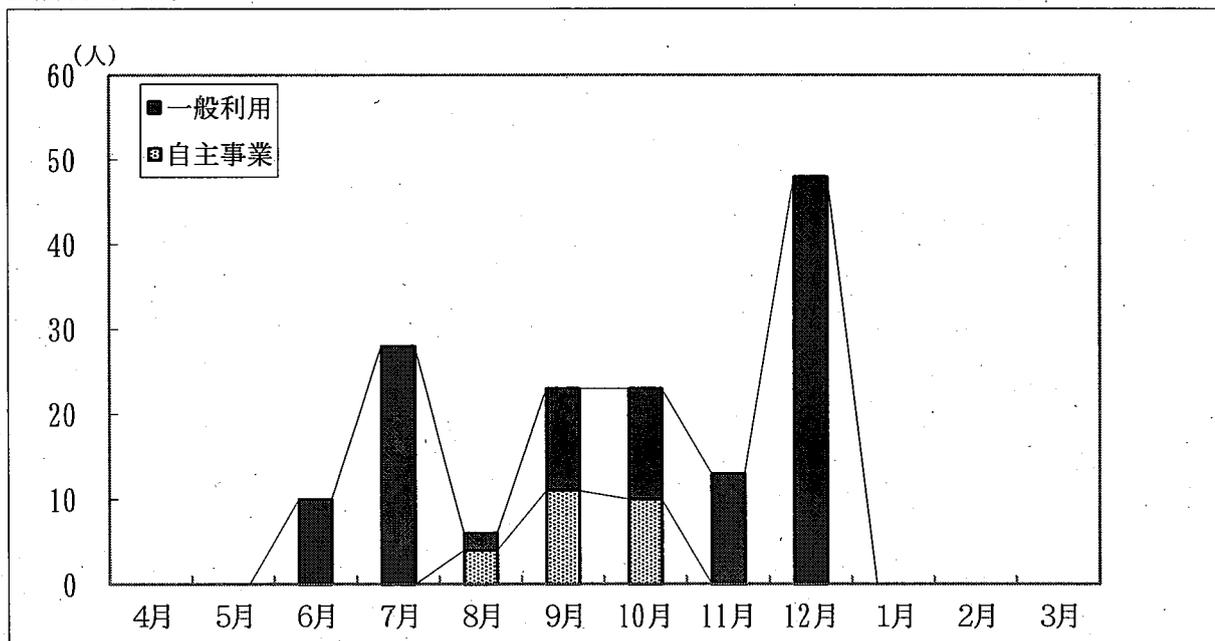
男女共同参画活動に資する団体に活動場所を提供するため、男女共同参画支援室（会議室）を貸し出すとともに、必要に応じて託児サービスの提供を行った。

〔男女共同参画支援室利用状況〕

項目		年度	令和元年度	令和2年度	
室数			4室	4室	
開館日数			290日	293日	
一般利用	件数		52件	17件	
	人員		1,071人	126人	
自主事業	件数		35件	3件	
	人員		1,033人	25人	前年比
合計	件数		87件	20件	23.0%
	人員		2,104人	151人	7.2%

※令和2年4月6日から令和2年6月1日、令和3年1月8日から3月31日新型コロナウイルス感染症拡大防止のため利用休止

月別利用人員



令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一般利用	0	0	10	28	2	12	13	13	48	0	0	0	126
自主事業	0	0	0	0	4	11	10	0	0	0	0	0	25
計	0	0	10	28	6	23	23	13	48	0	0	0	151

8 相談案内(DV相談)

神奈川県配偶者暴力相談支援センターとして、次のとおりDV相談を行っています。

相談窓口		内容	相談日と時間	電話	
女性を対象とした相談	女性のためのDV相談	配偶者や恋人など親しい関係にある人からの、身体的・性的・精神的・経済的な暴力に関する相談	月曜日～金曜日 9時～21時 土曜日・日曜日 9時～17時 (面接相談は9時～17時 予約制) ※祝日を除く	0466-26-5550	
	女性への暴力相談 「週末ホットライン」	女性のための暴力相談の土曜日・日曜日の夜間及び祝日の相談電話	土曜日・日曜日 17時～21時 祝日 9時～21時	045-451-0740	
	多言語による相談	英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語による相談	月曜日～土曜日 10時～17時 (面接相談は10時～16時 予約制)	090-8002-2949	
	専門相談	法律相談	弁護士による問題解決のための法律相談	月2～3回 予約制	女性のための暴力 相談窓口 0466-26-5550 において必要に応じて案内
		精神保健相談	精神科医による精神保健相談	月1回 予約制	
		メンタルケア	心理カウンセラーによるドメスティックバイオレンスの被害により精神的なダメージを受けた女性へのカウンセリング	予約制	
男性を対象とした相談	男性被害者相談	配偶者や恋人など親しい関係にある人からの、身体的・性的・精神的・経済的な暴力に関する相談	月曜日～金曜日 9時～21時 (面接相談は第2・4水曜日 18時45分～21時 予約 制) ※祝日を除く	0570-033-103	
	DVに悩む男性のための相談	精神保健福祉士による配偶者などへの暴力等に関する相談	月曜日・木曜日 18時～21時 (面接相談は必要に応じて実施 予約制) ※祝日を除く	0570-783-744	
	専門相談	精神保健相談	精神科医による精神保健相談	月1回 予約制	上記相談窓口において必要に応じて案内

9 施設利用案内

■開館時間

9:00～21:00（土日は17:00）まで
資料・交流コーナーは、9:00～17:00まで

■休館日

- 毎週月曜日
- 国民の祝日（月曜日の場合は月曜日と火曜日が休館日。土・日曜日の場合は開館し、次の月曜日と火曜日等が休館日）

■男女共同参画支援室の貸出について

●利用団体登録の申請

男女共同参画支援室の利用にあたっては、事前の利用団体登録が必要となりますので、下記URLを参照し、必要な書類をご用意の上、申請してください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/gaiyou/gaiyou_03_2.html

●利用の申込

電話（TEL0466-27-2111）または窓口でお申込みいただき、先着順に受付いたします。

受付時間：開館日の9:00～17:00

●申込受付期間

開始・締切は各々の利用日を基準にします。

男女共同参画団体		利用施設
開始	締切	
3箇月前	前日	男女共同参画支援室A～D

- ・ 3箇月前とは利用日の3箇月前の同日とします。同日がない場合又は同日が休館日の場合は、その該当日直後の開館日とします。

（例）5月31日の3箇月前→3月1日

3月1日が休館日の場合は3月2日

- ・ かながわ男女共同参画センターの自主事業等での使用予定がない日に限って申込可能とします。

●利用料金（令和元年10月1日から）

男女共同参画支援室A・B 各定員27名		
平日	午前9時～午後5時	810円/2時間
	午後5時～午後9時	1,010円/2時間
土曜・日曜	午前9時～午後5時	1,010円/2時間

男女共同参画支援室C・D 各定員30名		
平日	午前9時～午後5時	1,010円/2時間
	午後5時～午後9時	1,260円/2時間
土曜・日曜	午前9時～午後5時	1,260円/2時間

●利用申込書の提出

電話または窓口で申込後、利用当日の利用前までに「利用申込書」をご提出ください。なお、利用承認通知書は利用当日にお渡しします。

●使用料の納付

- ・ 利用当日に現金納付が必要となります。
- ・ 納入方法
窓口で現金領収による納付（利用日当日の利用前）

■託児室利用について

セミナー等にお子さまを連れて参加される場合は、2歳（主催事業では1歳）から小学校就学前までのお子さまの一時保育があります。

（7日前までに要予約、無料（別途おやつ代）、定員21人）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/gaiyou/gaiyou_03_3.html



施設の概要については

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/gaiyou/gaiyou_03_1.html
をご覧ください。

10 かながわ男女共同参画センター関係例規

(1) 神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例

昭和57年3月30日

条例第3号

改正	昭和58年12月21日条例第33号	昭和61年10月17日条例第45号
	平成元年3月20日条例第5号	平成3年3月15日条例第9号
	平成4年12月22日条例第53号	平成9年3月25日条例第4号
	平成21年12月28日条例第97号	平成25年12月27日条例第120号
	平成26年3月25日条例第7号	平成26年12月26日条例第70号
	平成31年3月15日条例第25号	

(趣旨)

第1条 この条例は、神奈川県立かながわ男女共同参画センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(設置)

第2条 女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進し、もつて男女共同参画社会の実現に寄与するための施設として、神奈川県立かながわ男女共同参画センター（以下「かながわ男女共同参画センター」という。）を藤沢市鶴沼石上2丁目7番1号に設置する。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(利用の承認)

第3条 別表に掲げるかながわ男女共同参画センターの施設を利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないことができる。

(1) かながわ男女共同参画センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) かながわ男女共同参画センターの設置の目的に反すると認められるとき。

(3) 施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) その他利用させることがかながわ男女共同参画センターの管理上支障があると認められるとき。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(使用料の徴収)

第4条 かながわ男女共同参画センターの利用については、別表に定める額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、前納とする。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(使用料の減免)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免することができる。

(1) 国、県又は県内の市町村の機関が女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進することを目的とした行事に利用するとき。

(2) その他知事が特に必要と認めるとき。

一部改正〔平成3年条例9号・9年4号〕

(使用料の不還付)

第6条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事が災害その他かながわ男女共同参画センターの利用の承認を受けた者の責めに帰することができない理由によりかながわ男女共同参画センターを利用することができないと認めたときは、この限りでない。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(利用承認の取消し等)

第7条 知事は、かながわ男女共同参画センターの利用の承認を受けた者が第3条第2項各号のいずれかに該当するに至つたとき又は知事が必要と認めたときは、同条第1項の承認を取り消し、又はかながわ男女共同参画センターの利用を中止させることができる。

一部改正〔平成26年条例70号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、かながわ男女共同参画センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成3年条例9号〕

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。ただし、第3条から第8条までの規定は、昭和57年6月1日から施行する。

(昭和57年9月規則第77号で、同57年9月10日から施行)

2 神奈川県立婦人就業援助センター条例(昭和54年神奈川県条例第2号)は、廃止する。

附 則(昭和58年12月21日条例第33号)

1 この条例は、昭和59年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る神奈川県立青少年センター、神奈川県立の青少年会館、神奈川県立県民ホール及び神奈川県立婦人総合センター(以下「県立青少年センター等」という。)の利用又はこの条例の施行の日から昭和59年3月31日までの間における県立青少年センター等の利用に係る使用料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和61年10月17日条例第45号)

1 この条例は、昭和62年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る神奈川県立青少

年センター、神奈川県立の青少年会館、神奈川県立県民ホール、神奈川県立婦人総合センター及び神奈川県立神奈川近代文学館（以下「県立青少年センター等」という。）の利用又はこの条例の施行の日から昭和62年3月31日までの間における県立青少年センター等の利用に係る使用料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月20日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から、第27条の規定は同年7月1日から施行する。

（会館等の使用料に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に会館等の利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、第2条から第10条まで、第20条、第23条、第26条及び第28条から第33条までの規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月15日条例第9号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月22日条例第53号）

- 1 この条例は、平成5年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る（中略）神奈川県立かながわ女性センター及び神奈川県立神奈川近代文学館（以下「県立青少年センター等」という。）の利用又はこの条例の施行の日から平成5年3月31日までの間における県立青少年センター等の利用に係る使用料については、本則に規定する各条例の本則の規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月25日条例第4号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に神奈川県立かながわ女性センターの利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月28日条例第97号）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成22年4月1日以後の神奈川県立かながわ女性センターの利用に係る使用料について適用し、同日前の神奈川県立かながわ女性センターの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月27日条例第120号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（神奈川県立公文書館等の使用料に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に神奈川県立かながわ女性センターの利用の申込みを受理して

いるものに係る使用料については、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月26日条例第70号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 改正後の別表に掲げる神奈川県立かながわ男女共同参画センターの施設（以下「新施設」という。）利用しようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の第3条の規定の例により、施行日以後の新施設の利用に係る知事の承認を受けることができる。
- 3 知事は、施行日前においても、改正後の第4条から第7条の規定の例により、施行日以後の新施設の利用に係る処分をすることができる。

附 則（平成31年3月15日条例第25条）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

（1）（略）

（2）第4条の規定、第16条中神奈川県漁港管理条例附則第1項及び附則第2項に見出しを付する改正規定、同条例附則第3項の前に見出しを付する改正規定並びに同条例の附則に1項を加える改正規定、第19条の規定、第46条中神奈川県都市公園条例附則第1項に見出しを付する改正規定、同条例附則第2項を削る改正規定、同条例附則第3項を同条例附則第2項とし、同項の前に見出しを付し、同条例附則第4項を同条例附則第3項とし、同項の次に1項を加える改正規定及び同条例附則第5項を削る改正規定並びに第48条の規定並びに次項、附則第3項、附則第6項、附則第10項及び附則第11項の規定 平成31年4月1日

（神奈川県立公文書館等の使用料に関する経過措置）

- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「第2号施行日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、第1条、第2条、第20条、第21条及び第46条に規定する各条例により設置された施設の施行日以後の利用の申込みがあった場合における当該利用に係る使用料は、これらの規定による改正後の各条例の規定に定める額とする。

別表（第3条、第4条関係）

区分	平日						日曜日、土曜日及び休日			
	午前 9時 から 午前 11時 まで	午前 11時 から 午後 1時 まで	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 7時 まで	午後 7時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午前 11時 まで	午前 11時 から 午後 1時 まで	午後 1時 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 5時 まで
男女 共同 参画 支援 室A	810円	810円	810円	810円	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,010 円
男女 共同 参画 支援 室B										
男女 共同 参画 支援 室C	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,010 円	1,260 円	1,260 円	1,260 円	1,260 円	1,260 円	1,260 円
男女 共同 参画 支援 室D										

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

(2) 神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例施行規則（抜粋）

神奈川県立かながわ男女共同参画センター条例施行規則

昭和 57 年 5 月 15 日

規則第 36 号

改正	昭和 62 年 6 月 30 日規則第 58 号	平成 2 年 3 月 30 日規則第 12 号
	平成 3 年 3 月 15 日規則第 10 号	平成 6 年 3 月 25 日規則第 25 号
	平成 9 年 3 月 31 日規則第 38 号	平成 15 年 3 月 7 日規則第 8 号
	平成 21 年 12 月 28 日規則第 99 号	平成 26 年 3 月 25 日規則第 29 号
	平成 27 年 2 月 27 日規則第 3 号	令和元年 6 月 25 日規則第 15 号

（休館日）

第 2 条 かながわ男女共同参画センターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 月曜日

(2) 火曜日（当該火曜日の前日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合に限る。）

(3) 休日（休日（元日を除く。）が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その翌日以降の最初の月曜日、前号に掲げる日、休日（国民の祝日に関する法律第 3 条第 2 項に規定する休日を除く。）、土曜日又は日曜日（以下「月曜日等」という。）でない日（二の休日が連続する土曜日及び日曜日に当たる場合は、最初の休日の翌日以降の最初の月曜日等でない日及びその翌日）

(4) 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 前項に規定する休館日の日のほか、資料コーナーにあつては、次に掲げる日を休館日とする。

(1) 毎月末日

(2) 火曜日（当該火曜日の前日が月の末日に当たる場合に限る。）

(3) 2 月 1 日から同月 7 日まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、所長は、かながわ男女共同参画センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の修理その他の理由により必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一部改正〔平成 3 年規則 10 号・9 年 38 号・15 年 8 号・26 年 29 号・27 年 3 号〕

（開館時間）

第 3 条 かながわ男女共同参画センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時（休日、土曜日及び日曜日にあつては、午後 5 時）までとする。ただし、資料コーナーにあつては午前 9 時から午後 5 時まで、幼児一時預かり室にあつては午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、所長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

一部改正〔平成 3 年規則 10 号・9 年 38 号・26 年 29 号・27 年 3 号〕

(中略)

附 則 (令和元年6月25日規則第15号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年法律第三十一号）

最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章総則（第一条・第二条）

第一章の二基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章保護命令（第十条―第二十二條）

第五章雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二補則（第二十八条の二）

第六章罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ）又はこれに準。ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行

うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(以下略)

(4) 神奈川県男女共同参画推進条例（抜粋）

平成 14 年 3 月 29 日
条例第 8 号

改正 平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号 平成 22 年 8 月 3 日条例第 48 号
令和 3 年 3 月 30 日条例第 25 号

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 積極的改善措置 第 1 号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

（男女共同参画を推進するための理念）

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和を図ることができるようであることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
(性別による権利侵害行為の禁止)

第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止等)

第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者(取引先の従業員、施設利用者、生徒等を含む。)に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。

(情報を読み解く能力の向上)

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

(男女共同参画の推進に関する届出等)

第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。

- (1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
- (3) 常時使用する従業員の数及びその職務区分別の数並びにそれらの男女別の数
- (4) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数
- (5) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
- (6) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
- (7) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況
- (8) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項の規定により届出があった事業者から必要な報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第12条 知事は、第10条第1項の規定により事業者から届出があった事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

(情報の提供)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者に積極的に提供するものとする。

(施策又は事業についての提案等の申出)

第14条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に

必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

（審議会への諮問）

第15条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、同年10月1日から施行する。

（附属機関の設置に関する条例の一部改正）

2 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（検討）

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（中略）

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(5) 神奈川県男女共同参画推進条例施行規則（抜粋）

平成14年3月29日
規則第40号

改正 平成17年3月29日規則第47号 平成19年3月30日規則第48号
平成26年3月28日規則第52号 平成27年3月27日規則第28号
令和元年6月25日規則第15号 令和3年3月30日規則第29号

（届出対象事業所）

第1条 神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号。以下「条例」という。）

第10条第1項に規定する規則で定める数は、届出に係る年の10月1日に常時使用する従業員の数が300人以上とする。

（適用除外の事業所）

第2条 条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める事業所は、国、県及び市町村の事務所並びに独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の事業所とする。

一部改正〔平成27年規則28号〕

（届出事項）

第3条 条例第10条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 常時使用する従業員のうち、特に雇用期間を定めない者で正社員又は正規職員とされるもの（以下「正社員」という。）の平均年齢及び平均勤続年数並びにその男女別の数
- (2) 正社員の採用者数及びその男女別の数
- (3) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者（以下「管理職」という。）の登用数及びその男女別の数
- (4) 管理職に準ずる職にある者の数及びその男女別の数

（届出書の提出）

第4条 条例第10条第1項の規定による届出は、毎年11月30日までに、男女共同参画の推進の状況に関する届出書（別記様式）により行わなければならない。

（提案等の申出ができる者）

第5条 条例第14条第1項に規定する規則で定める者は、県内に勤務する者又は県内に在学する者とする。

附 則

（中略）

附 則（令和3年3月30日規則第29号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）（第1面）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
男女共同参画の推進の状況に関する届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 住 氏 所 名 〔法人にあっては、所在地、
名称及び代表者の氏名〕

神奈川県男女共同参画推進条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称等	フリガナ							
	名 称							
	所 在 地							
	主たる業種		大分類		中分類			
事業	職務区分	常時使用する従業員（人）			うち正社員（人）			
		総 数	うち男性	うち女性	総 数	うち男性	うち女性	
	職務区分別の数	人事・総務・経理						
		企画・調査・広報						
		研究・開発						
		情報処理						
		営 業						
		販売・サービス						
		生 産						
		合 計						
所 状	正社員の平均年齢及び平均勤続年数	区 分	平均年齢（歳）		平均勤続年数（年）			
		正 社 員						
		うち男性						
		うち女性						
正社員の採用者数	総 数（人）	うち男性（人）		うち女性（人）				
況	管理職等の数	管理職等の種類	管理職等の数（人）	うち男性（人）		うち女性（人）		
		部長相当職						
		課長相当職						
	管理職の登用数	係長相当職						
		管理職の種類	管理職数（人）	うち男性（人）		うち女性（人）		
		部長相当職						
	課長相当職							

(第2面)

項目	実施状況				参加の状況									
	実施している	実施していない	男性のみ参加している	女性のみ参加している	男女とも参加している									
能力向上のための教育訓練	1	2	5	6	7									
管理職養成のための教育訓練	3	4	8	9	10									
業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況	育児休業取得対象者数	合計(人)												
		うち男性(人)												
		うち女性(人)												
	育児休業取得対象者数及び取得者数	育児休業期間別の取得者数												
		区分	5日未満	5日以上2週間未満	2週間以上1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上8か月未満	8か月以上10か月未満	10か月以上12か月未満	12か月以上18か月未満	18か月以上24か月未満	24か月以上	合計
		取得者数の合計(人)												
		うち男性(人)												
	うち女性(人)													
	介護休業及び子の看護休暇の取得者数	区分		介護休業				子の看護休暇						
		取得者数の合計(人)												
うち男性の取得者数(人)														
うち女性の取得者数(人)														
セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況	方針の周知・啓発の方法	就業規則等による周知	社内報等による周知		研修、講習等の実施		その他							
		1	2		3		4							
	相談・苦情受付窓口の整備の方法	相談担当者の設置	マニュアルの整備		外部機関への委託		その他							
		5	6		7		8							
懲戒規定以外の措置を就業規則等の内部規則で定めている				いる		いない								
				9		10								
連絡先	所属名													
	担当者氏名													
	電話番号						内線							

(以下略)

1 1 県内市町村男女共同参画担当窓口及び男女共同参画関連施設

(1) 県内市町村の男女共同参画担当窓口

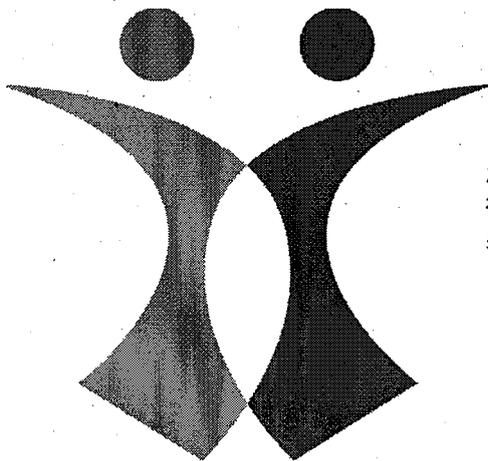
(令和3年4月現在)

市町村名	担当室課	電話番号
横浜市	政策局男女共同参画推進課	045-671-2017
川崎市	市民文化局人権・男女共同参画室男女共同参画担当	044-200-2300
相模原市	市民局人権・男女共同参画課	042-769-8205
横須賀市	市民部人権・男女共同参画課男女共同参画担当	046-822-8228
平塚市	市民部人権・男女共同参画課	0463-21-9861
鎌倉市	共生共創部地域共生課人権・男女共同参画担当	0467-61-3870
藤沢市	企画政策部人権男女共同平和国際課男女共同参画担当	0466-50-3501
小田原市	市民部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画係	0465-33-1725
茅ヶ崎市	文化生涯学習部男女共同参画課男女共同推進担当	0467-57-1414
逗子市	市民協働部市民協働課人権・男女共同参画係	046-873-1111
三浦市	市民部市民協働課	046-882-1111
秦野市	くらし安心部市民相談人権課市民相談担当	0463-82-5128
厚木市	協働安全部市民協働推進課人権男女相談係	046-225-2215
大和市	文化スポーツ部国際・男女共同参画課国際・男女共同参画係	046-260-5175
伊勢原市	市民生活部人権・広聴相談課人権・男女共同参画推進係	0463-94-4716
海老名市	市民協働部市民相談課人権男女共同参画係	046-235-4568
座間市	市民部広聴人権課人権・男女共同参画係	046-252-8087

市町村名	担当室課	電話番号
南足柄市	企画部市民協働課男女共同参画班	0465-73-8211
綾瀬市	市民環境部市民共創・多文化共生担当	0467-70-5657
葉山町	福祉部町民健康課	046-876-1111
寒川町	町民部町民窓口課相談・人権担当	0467-74-1111
大磯町	町民福祉部町民課町民協働係	0463-61-4100
二宮町	政策総務部地域政策課地域支援班	0463-71-3313
中井町	地域防災課地域情報班	0465-81-1110
大井町	協働推進課	0465-85-5004
松田町	政策推進課定住少子化担当室定住少子化対策係	0465-84-5541
山北町	企画政策課企画政策班	0465-75-3651
開成町	企画総務部企画政策課協働・連携推進班	0465-84-0315
箱根町	企画観光部企画課企画調整係	0460-85-9560
真鶴町	政策推進課企画政策係	0465-68-1131
湯河原町	地域政策課企画係	0465-63-2111
愛川町	教育委員会事務局生涯学習課生涯学習班	046-285-6959
清川村	教育委員会事務局生涯学習課	046-288-3733

(2) 県内の男女共同参画関連施設

施設名	住所	電話番号
男女共同参画センター横浜(フォーラム)	〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 435-1	045-862-5050
男女共同参画センター横浜南(フォーラム南太田)	〒232-0006 横浜市南区南太田 1-7-20	045-714-5911
男女共同参画センター横浜北(アートフォーラムあざみ野)	〒225-0012 横浜市青葉区あざみ野南 1-17-3	045-910-5700
(公財)神奈川婦人会館(もみじがきよいぶらざ)	〒220-0044 横浜市西区紅葉ヶ丘 2	045-231-2567
川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)	〒213-0001 川崎市高津区溝口 2-20-1	044-813-0808
相模原市立男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)	〒252-0143 相模原市緑区橋本 6-2-1 シティ・プラザはしもと内	042-775-1775
デュオよこすか	〒238-0041 横須賀市本町 2-1 横須賀市立総合福祉会館 5階	046-822-0804
茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ	〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 12-12 茅ヶ崎トラストビル 4階	0467-57-1414
南足柄市女性センター	〒250-0105 南足柄市関本 591-1	0465-73-8211
愛川町レディースプラザ(中津公民館)	〒243-0303 愛川町中津 293 番地の 3	046-285-1600



かながわ男女共同参画センターのシンボルマーク
神奈川の頭文字（K）、湘南の海と海岸線をモチーフに、
男女共同参画社会の推進を明るく躍動的に表しています。



交通

- JR東海道線、小田急江ノ島線、江ノ島電鉄「藤沢駅」下車 徒歩10分

かなテラス

神奈川県立かながわ男女共同参画センター

〒251-0025 藤沢市鶴沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎2階

電話 0466(27)2111(代)

FAX 0466(25)6499

ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/top.html>



令和3年5月

この冊子は再生紙を使用しています。